

## 大学生等への情報発信事業業務委託企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「大学生等への情報発信事業業務委託」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

### 1 委託業務名等

- |           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 業務名   | 大学生等への情報発信事業業務委託            |
| (2) 業務の仕様 | 別添【資料2】業務委託仕様書のとおり          |
| (3) 履行期間  | 契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで      |
| (4) 委託上限額 | 2, 416, 612円（消費税及び地方消費税を含む） |

### 2 実施日程

- |                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| (1) 公募開始（実施要領等の公開）    | 令和6年4月19日（金）     |
| (2) 実施要領等に関する質問票の提出期限 | 令和6年4月25日（木）午後5時 |
| (3) 上記質問に対する回答        | 令和6年4月30日（火）     |
| (4) 参加資格確認申請書の提出期限    | 令和6年5月7日（火）午後5時  |
| (5) 参加資格の確認結果の通知      | 令和6年5月9日（木）      |
| (6) 企画提案書等の提出期限       | 令和6年5月13日（月）午後5時 |
| (7) 審査による委託候補者選定と結果通知 | 令和6年5月21日（火）（予定） |
| (8) 契約締結              | 令和6年5月下旬（予定）     |

### 3 参加者の資格に関する事項

本業務に関する企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」という。）を満たすもので、秋田県知事から参加資格の確認を受けたものとする。

- (1) 秋田県内に本社、支社、支店又は営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けたものを除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。

- (4) 参加資格確認申請書の提出の日から委託候補者の選定をする日までの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 本業務の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応できる体制を整えていること。

#### 4 企画提案競技の手続きに関する事項

##### (1) 事務局

秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課 調整・県内定着促進チーム  
住所 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
電話 018(860)1248  
FAX 018(860)3871  
メールアドレス iju@pref.akita.lg.jp

##### (2) 企画提案競技に関する書類の交付

企画提案競技に関する必要な書類は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「分野別ー県政情報ー電子手続き・入札・補助金等ー電子入札・入札・コンペーコンペ情報」に掲載する。

- ア 【資料1】大学生等への情報発信事業業務委託企画提案競技実施要領(本書)
- イ 【資料2】大学生等への情報発信事業業務委託仕様書
- ウ 【資料3】大学生等への情報発信事業業務委託企画提案競技審査委員会設置要領
- エ 【資料4】大学生等への情報発信事業業務委託企画提案競技審査基準
- オ 【資料5】大学生等への情報発信事業業務委託企画提案競技評価票
- カ 様式第1号から様式第6号まで

##### (3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は「大学生等への情報発信事業業務委託企画提案競技実施要領等に関する質問票」（様式第1号）により受け付ける。

- ア 受付期間 令和6年4月25日（木）午後5時まで
- イ 受付場所 4（1）の事務局
- ウ 提出方法 メール又はファクシミリに限る
- エ 回答方法

秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「分野別ー県政情報ー電子手続き・入札・補助金等ー電子入札・入札・コンペーコンペ情報」に掲載

載する。

オ 回答期限 令和6年4月30日（火）午後5時

(4) 参加資格の確認

参加者は、次の参加資格確認申請書類を提出期限までに事務局に持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 参加資格確認申請書類

- (ア) 企画提案競技参加資格確認申請書（様式第2号）
- (イ) 会社概要整理票（様式第3号）
- (ウ) 過去2年間の主要業務実績書（様式第4号）
- (エ) 企画提案競技参加資格確認申請受付票（様式第5号）
- (オ) 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する加点措置評価資料提出票（様式第6号）

イ 提出期限 令和6年5月7日（火）午後5時

持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時までに事務局に提出のこと。  
郵送の場合は、封書に「大学生等への情報発信事業業務委託企画提案競技参加資格確認申請書在中」と明記の上、提出期限までに事務局に必着のこと。

ウ 確認結果の通知

令和6年5月9日（木）までにメールまたはファクシミリで通知する。

エ 留意事項

- (ア) 提出期限までに申請書類を提出しない者又は企画提案競技参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができない。
- (イ) 参加資格確認申請書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消す。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、参加資格確認後に参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、秋田県知事に対し、書面（任意様式）により、その理由の説明を求めることができる。

- (ア) 提出期限 令和6年5月15日（水）午後5時まで
- (イ) 提出場所 4（1）の事務局
- (ウ) 提出方法 メール又はファクシミリによる提出

イ 秋田県知事は、書面を受理したときから7日以内に、説明を求めた者に対し、郵送により書面でその理由を説明する。

(7) 企画提案書及び見積書の作成・提出

参加者は、企画提案書等を提出期限までに、持参又は郵送により4（1）の事

務局へ提出すること。

ア 提出書類

企画提案書として、以下の書類を提出すること。

(ア) 企画提案書 正本1部、副本8部

【資料2】大学生等への情報発信事業業務委託仕様書を熟読の上、作成すること。企画提案書のサイズ等は原則としてA4版とするが、A3判の折り込み可とする。

(イ) スケジュール

本業務を円滑に進めるための作業スケジュールを提示すること。

(ウ) 業務実施体制

従事者名簿など業務の実施体制がわかる内容（連携する外部機関がある場合は、当該機関との関係等）について記載すること。

(エ) 見積書 正本1部

企画提案の内容を実施するための費用（総額は、1に示す委託上限額を超えない範囲で内訳も示すこと。）を明らかにした見積書（秋田県知事あて）に所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入し、提出すること（備考欄に、責任者及び担当者の部署、役職・氏名、電話番号・FAX番号、メールアドレスを記入すること）。

イ 提出期限 令和6年5月13日（月）午後5時

郵送の場合は、提出期限までに事務局必着となるよう提出すること。

ウ 留意事項

(ア) 提出期限までに提出できない者は、辞退したものとみなす。

(イ) 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、引き替え又は撤回することができない。

(8) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

## 5 委託候補者の選考方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

【資料3】大学生等への情報発信事業業務委託企画提案競技審査委員会設置要領に基づき、審査を行う。

(2) 審査日程 令和6年5月21日（火）（予定）

(3) 審査方法

原則、提案者によるプレゼンテーションに基づき審査する。

なお、書面による審査を行う場合は、別途連絡する。

(4) 委託候補者の決定方法

大学生等への情報発信事業業務委託企画提案競技審査委員会において、審査結果が、第1順位者を委託候補者として選定する。審査の結果は、決定後、速やかに各参加者にメール又はファクシミリで通知する。

ただし、提案された内容が、業務の目的を達成するために十分な水準に達していないと審査委員会で判断された場合は、委託候補者を選定しないことがある。

なお、企画提案の内容を実施するための費用の総額が、委託上限額を上回る場合は、審査の対象としない。

(5) 苦情申し立て

選定の結果に関して不服がある場合は、当該通知の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない）以内に、契約担当者に対して書面（任意様式）により申立てをすることができる。

## 6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金について

本業務の受託者は、秋田県財務規則第177条第1項により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として県に納付する必要がある。ただし、秋田県財務規則第178条第3号により、契約の相手方が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 業務委託仕様書について

企画提案書等に記載された事項は、【資料2】大学生等への情報発信事業業務委託仕様書と合わせ、契約時の業務委託仕様書として扱う。

ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において内容を追加、変更又は削除の上、委託業務仕様書を定めるものとする。

## 7 公正な企画提案競技の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律

第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 8 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加者が県に提出した企画提案書等の提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- (4) 県に提出した企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (5) 本件の企画提案に要した費用は、参加者の負担とする。